

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）1月26日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	石狩管内 特別支援学校 教諭 男性（63歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和4年9月30日（金）、校外活動先で休憩中、生徒が隣に座っていた他の生徒と小声で話しながら被処分者の方を見て笑っていたことから、両者を指導しようと両者の正面に立った際、当該生徒が話を止めなかったため、右の平手で当該生徒の頭頂部を1回たたいた。
2	石狩市 小学校 教諭 男性（60歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和4年5月20日（金）、教室で授業中、児童が机に顔を伏せていたため、顔を上げるよう口頭で指導したが従わず、反抗的な態度をとったことに感情的になり、右手で当該児童の左耳を引っ張った。
3	胆振管内 高等学校 教諭 男性（61歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和4年10月8日（土）、自家用車を運転中、指定速度時速50キロメートルのところを時速91キロメートルで走行し、指定速度違反をした。